

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
全般 <u>基づき</u>	全般 <u>もとづき</u>
第2条（ <u>需給約款の変更</u> ） (1) 当社は、第36条（需給契約の変更）に定めるほか、Webサイト上に掲載する方法、電子メールで送信する方法またはその他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに通知したうえで、約款を変更することができます。この変更に異議のあるお客さまは、当社が通知してから30日以内に当社に申し出ていただくことで、契約期間満了前であっても契約を解約することができます。お客さまが上記期限までに需給約款の変更に異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、上記期限の経過をもって変更後の電気需給約款に変更されるものとみなします。なお、当社は、約款を変更する際には、変更後の約款を当社のWebサイト等を通じて周知するものとします。 (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、第36条（需給契約の変更）の定めにかかわらず、約款を変更いたします。この場合の需給約款の変更に関する手続きは(1)に準じます。	第2条（約款の変更） (1) 当社は、第36条（需給契約の変更）に定めるほか、Webサイト上に掲載する方法、電子メールで送信する方法またはその他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに通知したうえで、約款を変更することができます。この変更に異議のあるお客さまは、当社が通知してから30日以内に当社に申し出ていただくことで、契約期間満了前であっても契約を解約することができます。お客さまが上記期限までに約款の変更に異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、上記期限の経過をもって変更後の約款に変更されるものとみなします。なお、当社は、約款を変更する際には、変更後の約款を当社のWebサイト等を通じて周知するものとします。 (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、第36条（需給契約の変更）の定めにかかわらず、約款を変更いたします。この場合の約款の変更に関する手続きは(1)に準じます。
第3条（約款の適用） 当社が、お客さまへ電力の供給を行うときの権利義務および供給条件は、 <u>本約款</u> によるものとします。また、別途、電気需給契約書（以下「契約書」といいます）を締結する場合で、契約書の規定と本約款の規定に齟齬がある場合は、契約書を優先します。また、法改正等により約款の規定の一部が無効となってもその他の条文には影響を及ぼさないものとします。 なお、 <u>この約款</u> および契約書に定めのない事項については、関連法令および一般送配電事業者が定	第3条（約款の適用） 当社が、お客さまへ電力の供給を行うときの権利義務および供給条件は、約款によるものとします。また、別途、電気需給契約書（以下「契約書」といいます）を締結する場合で、契約書の規定と約款の規定に齟齬がある場合は、契約書を優先します。また、法改正等により約款の規定の一部が無効となってもその他の条文には影響を及ぼさないものとします。 なお、約款および契約書に定めのない事項については、関連法令および一般送配電事業者が定める

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
める託送供給等約款およびその他の接続供給の条件等を記載した書面に従うものとします。	託送供給等約款およびその他の接続供給の条件等を記載した書面に従うものとします。
第4条 (定義) 次の言葉は、 <u>本約款</u> においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> （以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。	第4条 (定義) 次の言葉は、 <u>約款</u> においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u> （以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
第5条 (単位および端数処理) <u>本約款</u> において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。	第5条 (単位および端数処理) 約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。
第6条 (実施細目) <u>本約款</u> の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	第6条 (実施細目) (1) 約款の実施上必要な細目的事項は、約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。 (2) 約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
第7条 (需給契約の申込み) (1) お客さまが新たに電気の需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ <u>本約款</u> および <u>託送約款</u> 等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをさせていただきます。	第7条 (需給契約の申込み) (1) お客さまが新たに電気の需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ <u>約款</u> および <u>託送約款</u> 等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、 <u>原則として</u> 当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>第8条 (需給契約の成立および契約期間)</p> <p>(2) 契約期間は、需給契約が成立した日（承諾書の提出日または電気需給契約締結日）から、最初に到来する3月の検針日の前日まで（3月の検針日が1日の場合は3月末日まで）といたします。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、通知した条件で自動延長されるものとします。なお、当該通知は原則毎年12月末日まで通知いたします。</p>	<p>第8条 (需給契約の成立および契約期間)</p> <p>(2) 契約期間は、需給契約が成立した日（承諾書の提出日または電気需給契約締結日）から、最初に到来する3月の検針日の前日まで（3月の検針日が1日の場合は3月末日まで）といたします。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、通知した条件で自動延長されるものとし、以後も同様とします。なお、当該通知は原則毎年12月末日まで通知いたします。</p>
<p>第14条 (契約種別)</p> <p>契約種別は、次のとおりといたします。他については別途協議をおこないます。</p> <p>従量電灯A（標準プラン、RE100プラン、Green Directスタンダード、Green Direct RE100）、従量電灯B（標準プラン、RE100プラン、Green Directスタンダード、Green Direct RE100）、従量電灯C（標準プラン、RE100プラン、Green Directスタンダード、Green Direct RE100）、低圧電力（標準プラン、RE100プラン、Green Directスタンダード、Green Direct RE100）</p>	<p>第14条 (契約種別)</p> <p><u>(1) 契約種別は、次のとおりといたします。他については別途協議を行います。</u></p> <p><u>従量電灯A（スタンダード、再エネ100、プレミアムRE100、Green Directスタンダード、Green Direct再エネ100、Green DirectプレミアムRE100）、従量電灯B（スタンダード、再エネ100、プレミアムRE100、Green Directスタンダード、Green Direct再エネ100、Green DirectプレミアムRE100）、従量電灯C（スタンダード、再エネ100、プレミアムRE100、Green Directスタンダード、Green Direct再エネ100、Green DirectプレミアムRE100）、低圧電力（スタンダード、再エネ100、プレミアムRE100、Green Directスタンダード、Green Direct再エネ100、Green DirectプレミアムRE100）</u></p>
<p><u>(1) 従量電灯A（関西エリア、中国エリア、四国エリア）</u></p> <p><u>① 適用範囲</u></p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><u>① 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。</u></p> <p><u>② 1需要場所において低圧電力と合わせて使用する場合は、最大需要容量と契約電力との合計</u></p>	<p><u>イ) 従量電灯A（関西エリア、中国エリア、四国エリア）</u></p> <p><u>① 適用範囲</u></p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><u>② 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。</u></p> <p><u>③ 1需要場所において低圧電力と合わせて使用する場合は、最大需要容量と契約電力との合計</u></p>

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。	(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。 <u>ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、⑦に該当し、かつ⑦の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</u>
①) 供給電気方式、供給電圧および周波数	②) 供給電気方式、供給電圧および周波数
※中略※	※中略※
⑧) 最大需要容量	③) 最大需要容量
※中略※	※中略※
⑨) 従量電灯 B (北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリア、九州エリア)	⑨) 従量電灯 B (北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリア、九州エリア)
①) 適用範囲	①) 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。	電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。
①) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。	⑦) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
②) 1需要場所において低圧電力と合わせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当	⑦) 1需要場所において低圧電力と合わせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、⑦に該当

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>当し、かつ②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p> <p>①) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>※中略※</p> <p>②) 契約電流</p> <p>①) 契約電流は、10、15、20、30、40、50、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。</p> <p>②) 当該一般送配電事業者により、契約電流に応じて電流制限器その他適当な装置（以下、電流制限器等、といいます。）または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられないことがあります。</p> <p>(3) 従量電灯 C（関西エリア、中国エリア、四国エリアでの名称は「従量電灯 B」）</p> <p>①) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>①) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること</p>	<p>し、かつ①の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p> <p>②) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>※中略※</p> <p>③) 契約電流</p> <p>②) 契約電流は、10、15、20、30、40、50、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。</p> <p>①) 当該一般送配電事業者により、契約電流に応じて電流制限器その他適当な装置（以下、電流制限器等、といいます。）または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられないことがあります。</p> <p>④) その他</p> <p><u>電流制限器等や契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為等は不正利用となり、解約もしくは別に定める違約金を申し受ける場合があります。</u></p> <p>②) 従量電灯 C（関西エリア、中国エリア、四国エリアでの名称は「従量電灯 B」）</p> <p>①) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>②) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。</p>

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>② 1需要場所において低圧電力と合わせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p> <p>④) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>※中略※</p> <p>八) 契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>① 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000</p> <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は200ボルトとします。</p> <p>② 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000</p>	<p>① 1需要場所において低圧電力と合わせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、⑦に該当し、かつ①の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p> <p>② 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>※中略※</p> <p>③ 契約容量</p> <p>契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>⑦ 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000</p> <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は200ボルトとします。</p> <p>① 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000</p>

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p><u>(4) 低圧電力</u></p> <p><u>① 適用範囲</u></p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><u>①</u> 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。</p> <p><u>②</u> 1 需要場所において従量電灯と合わせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>①</u>に該当し、かつ<u>②</u>の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p> <p><u>②) 供給電気方式、供給電圧および周波数</u></p> <p>※中略※</p> <p><u>ハ) 契約電力</u></p> <p>契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要</p>	<p><u>④ その他</u></p> <p><u>契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為等は不正利用となり、解約もしくは別に定める違約金を申し受ける場合があります。</u></p> <p><u>二) 低圧電力</u></p> <p><u>① 適用範囲</u></p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><u>②</u> 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。</p> <p><u>①</u> 1 需要場所において従量電灯と合わせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>②</u>に該当し、かつ<u>①</u>の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p> <p><u>②) 供給電気方式、供給電圧および周波数</u></p> <p>※中略※</p> <p><u>③ 契約電力</u></p> <p>契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる</p>

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>に応じて確認いたします。</p> <p><u>①</u> 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000</p> <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は200ボルトとします。</p> <p><u>②</u> 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000</p>	<p>電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p><u>⑦</u> 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000</p> <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は200ボルトとします。</p> <p><u>①</u> 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000</p> <p><u>④</u> その他</p> <p><u>⑦</u> 契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、解約もしくは別に定める違約金を申し受け場合があります。</p> <p><u>①</u> お客様が負荷設備を取り替えまたは取り外される場合は、あらかじめ申出いただきます。</p> <p><u>(2)</u> 契約種別は、原則として、契約期間途中は変更できません。</p>
<p>第15条（料金等）</p> <p>料金は、基本料金、従量料金および別表Ⅰ第2条または別表Ⅱ第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、<u>標準プラン</u>及び<u>RE100</u>プランの従量料金は別表Ⅰ第1条（電源調達費調整額）によって算定された電源調達費調整額を加えたものといたします。</p>	<p>第15条（料金等）</p> <p>料金は、基本料金、従量料金および別表Ⅰ第2条または別表Ⅱ第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、<u>スタンダード</u>、<u>再エネ100</u>および<u>プレミアムRE100</u>の従量料金は別表Ⅰ第1条（電源調達費調整額）によって算定された電源調達費調整額を加えたものといたします。</p>

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>第19条 (使用電力量の算定)</p> <p>(4) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を<u>当社が適切と判断した方法により</u>お客様にお知らせいたします。</p>	<p>第19条 (使用電力量の算定)</p> <p>(4) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を<u>原則として電磁的方法により</u>お客様にお知らせいたします。ただし、お客様が希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受ける場合があります。</p>
<p>第22条 (料金の支払義務および支払期日)</p> <p>(5) 当社は、お客様の支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額をお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。</p>	<p>第22条 (料金の支払義務および支払期日)</p> <p>(5) 当社は、お客様の支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額をお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。<u>なお、支払額が請求金額よりも過小の場合には、第24条(延滞利息)を適用いたします。</u></p> <p>(6) 当社は、電気料金その他の債務の明細書を当社のWebサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて通知することにより、お客様に通知いたします。ただし、お客様が希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受ける場合があります。</p>
<p>第24条 (延滞利息)</p> <p>(1) お客様が料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。</p>	<p>第24条 (延滞利息)</p> <p>(1) お客様が料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受ける場合があります。</p>
<p>第26条 (需要場所への立入りによる業務の実施)</p> <p>(4) その他本約款によって、需給契約の成立、維持、変更もしくは終了に必要な業務</p>	<p>第26条 (需要場所への立入りによる業務の実施)</p> <p>(4) その他約款によって、需給契約の成立、維持、変更もしくは終了に必要な業務</p>

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>第36条(需給契約の変更)</p> <p><u>新設</u></p> <p>(2) 当社は、一般送配電事業者の料金の改定がされた場合、託送供給等約款の改定により料金改定が必要となる場合は、第2条(約款の変更)の定めにかかわらず、次の手順にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めます。</p> <p>イ) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。</p> <p>ロ) 新料金単価適用開始日までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。</p> <p>(3) 当社は、発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めます。</p> <p>イ) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。</p> <p>ロ) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金率適用開始日の30日前までに、当社に対して通知することで需給契約を解約することができます。この場合には、需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。</p> <p>ハ) 上記ロに定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。</p>	<p>第36条(需給契約の変更)</p> <p>(2) 当社は、一般送配電事業者の料金の改定がされた場合、託送供給等約款の改定により料金改定が必要となる場合は、第2条(約款の変更)の定めにかかわらず、次の手順にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めます。</p> <p>イ) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。</p> <p>ロ) 新料金単価適用開始日までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。</p> <p>(3) 当社は、発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めます。</p> <p>イ) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。</p> <p>ロ) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金適用開始日の30日前までに、当社に対して通知することで需給契約を解約することができます。この場合には、需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。</p> <p>ハ) 上記ロに定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。</p>
<p>第38条(需給契約の終了)</p> <p>(2) 需給契約期間中に、お客さまが本約款にもとづく需給契約を終了する場合は、あらかじめその終了期日を定めて、10営業日前までに当社に通知することで需給契約を終了できるものといたします。</p>	<p>第38条(需給契約の終了)</p> <p>(2) 需給契約期間中に、お客さまが約款にもとづく需給契約を終了する場合は、あらかじめその終了期日を定めて、10営業日前までに当社に通知することで需給契約を終了できるものといたします。</p>

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>第39条 (解約等)</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することができます。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。</p> <p>二) <u>本約款</u>によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>リ) お客様がその他<u>本約款</u>に反した場合</p>	<p>第39条 (解約等)</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することができます。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。</p> <p>二) 約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>リ) お客様がその他約款に反した場合</p>
<p>第46条 (管轄裁判所)</p> <p>需給契約に関する訴訟については、<u>お客様と当社、いずれかの地方裁判所を第一審専属管轄裁判所</u>といたします。</p>	<p>第46条 (管轄裁判所)</p> <p>需給契約に関する訴訟については、<u>被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所</u>といたします。</p>
<p><u>新設</u></p>	<p>第49条 (ブロックチェーン技術について)</p> <p>当社の「再エネ100」および「プレミアムRE100」の電力は、<u>発電所指定および電力のトレーサビリティ</u>提供のために<u>ブロックチェーン技術</u>を利用してあります。</p> <p>(1) <u>当社が利用するブロックチェーン技術について</u></p> <p>当社では、<u>電力トレーサビリティ</u>による透明性と、<u>お客様の情報保護</u>を両立するため、<u>2種類のブロックチェーン</u>を組み合わせて利用しています。</p> <p>イ <u>プライベートチェーン（お客様情報の記録用）</u></p> <p>役割: <u>お客様の電力使用量などを記録します。当社が運用し当社のみが記録を行いますが、その内容は改ざんされていないことを証明するため、外部からも確認可能な状態にしています。</u></p> <p>ロ <u>パブリックチェーン（記録情報の証明用）</u></p> <p>役割: <u>プライベートチェーンの要約情報（ハッシュ値）を記録し、情報が改ざんされていないことをグローバルに確認するため、外部からも確認可能な状態にしています。</u></p>

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
	<p><u>バルなネットワークで保証します。</u></p> <p><u>(2) ご利用に伴う情報取扱いへの同意</u></p> <p><u>ご利用にあたり、以下の内容についてご同意いただく必要がございます。</u></p> <p><u>①情報の記録について</u></p> <p><u>「再エネ100」および「プレミアムRE100」の電力をご利用の際に、以下の情報がプライベートチェーンへ記録されます。</u></p> <p><u>送信元アドレスおよび送信先アドレス（※1）、30分電力量（※2）、年月日、コマ</u></p> <p><u>※1 ブロックチェーン固有のウォレットを表すランダムな英数字から成るIDです。これらのIDは、当社の別システムにある申込者情報と紐づく情報です。お客様のお名前やご住所などの情報はブロックチェーン上には一切記録されません。</u></p> <p><u>※2 パブリックチェーンには、プライベートチェーンへ記録した情報を集約・暗号化した情報（ハッシュ値）のみが記録されます。30分電力量がパブリックチェーンへ記録されることはありません。</u></p> <p><u>②情報の公開について</u></p> <p><u>当社がプライベートチェーンへ記録した上記の情報（IDや電力量）は、透明性を担保するため、第三者が閲覧可能な状態となります。ただし、閲覧できるのは数値やIDのみであり、それらの情報からお客様が特定されることはありません。</u></p> <p><u>③記録の永続性について</u></p> <p><u>ブロックチェーンの性質上、一度記録された情報は削除や変更ができません。これにより「改ざんされていない電力トレーサビリティ情報である」ことが将来にわたって証明されます。</u></p>
<u>第49条（一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項）</u> お客様には、 <u>本約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が</u>	<u>第50条（一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項）</u> お客様には、 <u>約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵</u>

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)				改定後(2026年4月1日実施)			
遵守するために必要な事項について遵守していただきます。				守るために必要な事項について遵守していただきます。			
別表I <u>標準プラン・RE100 プラン</u>				別表I <u>スタンダード・再エネ100・プレミアム RE100(固定)</u>			
第1条(電源調達費調整額)				第1条(電源調達費調整額)			
(2)電源調達費調整単価				(2)電源調達費調整単価			
※中略※				※中略※			
X・Yの値は、次のとおりといたします。				X・Yの値は、次のとおりといたします。			
適用期間	北海道エリア・東北エリア・関東エリア		中部エリア・北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア		適用期間	北海道エリア・東北エリア・関東エリア	
	X	Y	X	Y		X	Y
4月の料金に係る検針期間等	33%	67%	35%	65%	4月の料金に係る検針期間等	34%	66%
5月の料金に係る検針期間等	35%	65%	42%	58%	5月の料金に係る検針期間等	37%	63%
6月の料金に係る検針期間等	42%	58%	48%	52%	6月の料金に係る検針期間等	39%	61%
7月の料金に係る検針期間等	55%	45%	59%	41%	7月の料金に係る検針期間等	56%	44%
8月の料金に係る検針期間等	55%	45%	61%	39%	8月の料金に係る検針期間等	57%	43%
9月の料金に係る検針期間等	51%	49%	57%	43%	9月の料金に係る検針期間等	57%	43%
10月の料金に係る検針期間等	34%	66%	46%	54%	10月の料金に係る検針期間等	43%	57%
11月の料金に係る検針期間等	43%	57%	52%	48%	11月の料金に係る検針期間等	47%	53%
12月の料金に係る検針期間等	49%	51%	59%	41%	12月の料金に係る検針期間等	53%	47%
1月の料金に係る検針期間等	56%	44%	61%	39%	1月の料金に係る検針期間等	58%	42%
2月の料金に係る検針期間等	57%	43%	60%	40%	2月の料金に係る検針期間等	58%	42%
3月の料金に係る検針期間等	50%	50%	51%	49%	3月の料金に係る検針期間等	50%	50%

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)						改定後(2026年4月1日実施)																																																						
(3) JEPX 調整単価						(3) JEPX 調整単価																																																						
ハ 基準 JEPX 単価						ハ 基準 JEPX 単価																																																						
基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は1銭といたします。						基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は1銭といたします。																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>北海道エリア</th><th>東北エリア</th><th>関東エリア</th><th>中部エリア</th><th>北陸エリア</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td><td>16.42</td><td>13.78</td><td>14.22</td><td>14.37</td><td>13.21</td></tr> <tr> <td>冬季</td><td>14.93</td><td>13.97</td><td>13.91</td><td>14.08</td><td>12.82</td></tr> <tr> <td>その他季</td><td>13.59</td><td>13.09</td><td>13.51</td><td>13.35</td><td>12.40</td></tr> </tbody> </table>							北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア	夏季	16.42	13.78	14.22	14.37	13.21	冬季	14.93	13.97	13.91	14.08	12.82	その他季	13.59	13.09	13.51	13.35	12.40	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>北海道エリア</th><th>東北エリア</th><th>関東エリア</th><th>中部エリア</th><th>北陸エリア</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td><td>10.57</td><td>10.92</td><td>12.15</td><td>11.71</td><td>11.08</td></tr> <tr> <td>冬季</td><td>12.10</td><td>11.23</td><td>11.71</td><td>11.37</td><td>10.82</td></tr> <tr> <td>その他季</td><td>10.25</td><td>10.31</td><td>11.54</td><td>10.85</td><td>10.28</td></tr> </tbody> </table>								北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア	夏季	10.57	10.92	12.15	11.71	11.08	冬季	12.10	11.23	11.71	11.37	10.82	その他季	10.25	10.31	11.54	10.85	10.28
	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア																																																							
夏季	16.42	13.78	14.22	14.37	13.21																																																							
冬季	14.93	13.97	13.91	14.08	12.82																																																							
その他季	13.59	13.09	13.51	13.35	12.40																																																							
	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア																																																							
夏季	10.57	10.92	12.15	11.71	11.08																																																							
冬季	12.10	11.23	11.71	11.37	10.82																																																							
その他季	10.25	10.31	11.54	10.85	10.28																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>関西エリア</th><th>中国エリア</th><th>四国エリア</th><th>九州エリア</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td><td>13.33</td><td>13.02</td><td>12.68</td><td>12.57</td></tr> <tr> <td>冬季</td><td>12.70</td><td>12.64</td><td>12.46</td><td>11.82</td></tr> <tr> <td>その他季</td><td>12.18</td><td>12.01</td><td>11.69</td><td>10.79</td></tr> </tbody> </table>							関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア	夏季	13.33	13.02	12.68	12.57	冬季	12.70	12.64	12.46	11.82	その他季	12.18	12.01	11.69	10.79	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>関西エリア</th><th>中国エリア</th><th>四国エリア</th><th>九州エリア</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td><td>11.33</td><td>10.83</td><td>10.08</td><td>9.79</td></tr> <tr> <td>冬季</td><td>11.07</td><td>10.64</td><td>9.90</td><td>9.52</td></tr> <tr> <td>その他季</td><td>10.39</td><td>9.76</td><td>9.18</td><td>8.14</td></tr> </tbody> </table>								関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア	夏季	11.33	10.83	10.08	9.79	冬季	11.07	10.64	9.90	9.52	その他季	10.39	9.76	9.18	8.14								
	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア																																																								
夏季	13.33	13.02	12.68	12.57																																																								
冬季	12.70	12.64	12.46	11.82																																																								
その他季	12.18	12.01	11.69	10.79																																																								
	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア																																																								
夏季	11.33	10.83	10.08	9.79																																																								
冬季	11.07	10.64	9.90	9.52																																																								
その他季	10.39	9.76	9.18	8.14																																																								
単位：円/kWh						単位：円/kWh																																																						
季節区分：夏季（7・8・9月）、冬季（12・1・2月）、その他季（夏季と冬季の期間を除く期間）						季節区分：夏季（7・8・9月）、冬季（12・1・2月）、その他季（夏季と冬季の期間を除く期間）																																																						
第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）						第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）																																																						
(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> 第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。						(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、 <u>再生可能エネルギー特別措置法</u> 第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。																																																						
(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定						(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定																																																						
□) お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた						□) お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた																																																						

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>た場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とします）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令</u>に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p><u>新設</u></p>	<p>場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とします）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として<u>再生可能エネルギー特別措置法施行令</u>に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p><u>第3条（各プランの特徴）</u></p> <p><u>(1)スタンダード</u></p> <p><u>卸電力より調達する電気と FIT 電気(※)等を組み合わせた電気を供給いたします。再エネ比率や CO2 排出係数をお約束することはできません。</u></p> <p><u>(2)再エネ 100</u></p> <p><u>再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。</u></p> <p><u>(3)プレミアム RE100</u></p> <p><u>RE100 基準に適合した再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、RE100 基準に適合した再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。また、GHG プロトコル新基準にて検討されている時間単位での再工</u></p>

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
	<p><u>ネ供給（アワーマッチング）も実施いたします。</u></p> <p><u>※この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。</u></p>
<u>第3条(料金単価)</u> ※約款別表Ⅰをご参照ください。	<u>第4条(料金単価)</u> ※約款別表Ⅰをご参照ください。
<u>別表Ⅱ</u> Green Direct スタンダード・ <u>Green Direct RE100</u>	<u>別表Ⅱ</u> Green Direct スタンダード・ <u>Green Direct 再エネ 100</u> ・ <u>Green Direct プレミアム RE100</u>
<u>第1条（従量料金）</u> (1) 従量料金は、30 分ごとの使用電力量(kWh)に同時刻の従量単価を乗じたものを、月間で合計したものが請求されます。従量料金の計算式は次のとおりとします。 従量単価 = 電源調達単価 + 託送従量単価 + 手数料	<u>第1条（従量料金）</u> (1) 従量料金は、30 分ごとの使用電力量(kWh)に同時刻の従量単価を乗じたものを、月間で合計したものが請求されます。従量料金の計算式は次のとおりとします。 従量単価 = 電源調達単価 + 託送従量単価(標準接続送電サービス) + 手数料
<u>第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）</u> (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項</u> の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。	<u>第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）</u> (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、 <u>再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項</u> の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>□) お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とします）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>□) お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とします）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として<u>再生可能エネルギー特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という）を差し引いた金額</u>とします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><u>新設</u></p>	<p><u>第3条（各プランの特徴）</u></p> <p><u>(1)スタンダード</u></p> <p><u>卸電力より調達する電気と FIT 電気(※)等を組み合わせた電気を供給いたします。再エネ比率や CO2 排出係数をお約束することはできません。</u></p> <p><u>(2)再エネ 100</u></p> <p><u>再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。</u></p> <p><u>(3)プレミアム RE100</u></p> <p><u>RE100 基準に適合した再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石</u></p>

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現行(2025年12月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p><u>第3条(料金単価)</u> ※約款別表Ⅱをご参照ください。</p>	<p>証書を組み合わせることで、RE100 基準に適合した再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。また、GHG プロトコル新基準にて検討されている時間単位での再エネ供給（アワーマッチング）も実施いたします。</p> <p>※この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。</p> <p><u>第4条(料金単価)</u> ※約款別表Ⅱをご参照ください。</p>

以上